

クオリスキッズ三国本町保育園 重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	株式会社クオリス
所 在 地	大阪市浪速区難波中1丁目12番5号
電 話 番 号	06-6575-9848
代表者氏名	代表取締役 雨田武史

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	クオリスキッズ 三 国 本 町 保 育 園
施 設 の 所 在 地	大阪市淀川区三国本町1丁目12-54
連 絡 先	電話番号 06-6350-2351 FAX 06-6350-2352
管 理 者	園長 北條 和子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 9人 1歳児 15人 2歳児 15人 3歳児 19人 4歳児 19人 5歳児 19人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 52人 満1歳以上満3歳未満の児童 29人 満1歳未満の児童 9人
開 設 年 月 日	平成27年4月1日
施 設 ・ 事 業 所 番 号	270051005066
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.quolis-kids.com/

3 施設の目的・運営方針

クオリスキッズ三国本町保育園（以下「当園」という）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

(2)「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

(3)「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

『 保育理念 』

○豊かな人間性を持った子どもを育成する

『 保育方針 』

○ありがとう（感謝）ごめんなさい（素直）大丈夫（思いやり）の心を大切にします

○子どもの主体性を大切にして、生きる力をはぐくみます

『 保育目標 』

① すくすく育つ

健康的な生活習慣を身に付け、丈夫でしなやかな心と体を作ります

② わくわく遊ぶ

友だちと一緒に日々の遊びを通して、好奇心や創造力を拓けます

③ いきいき学ぶ

様々な体験や多様な人との関わりを通して、学ぶ力や思いやりの心を育てます。

4. 当園の施設と設備

(1) 施設

敷 地		432.34 ㎡
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建
	延べ面積	458.24 ㎡
園 庭		屋上園庭 114 ㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
保育室	1 室	つくし組 (0 歳児クラス) 1F
保育室	1 室	たんぽぽ組 (1 歳児クラス) 1F
保育室	1 室	ちゅうりっぷ組 (2 歳児クラス) 2F
保育室	1 室	すみれ組 (3 歳児クラス) 2F
保育室	1 室	さくら組 (4 歳児クラス) 2F
保育室	1 室	ばら組 (5 歳児クラス) 2F
調理室	1 室	1F
調乳室	1 室	1F
事務室	1 室	1F

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 30 年 4 月）踏まえ 以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

月極保育、0 歳児保育、延長保育、特別支援保育（障がい）

(2) 保育の特色

『遊びの中でいきいきと楽しく学ぶ』をコンセプトに教育 Education も行います。クオリスキップでは、通常の保育に加えて、下記のプログラムを無料で実施します。

① 『リトミック』

⇒ スカーフやボール、ロープ、楽器を使って、音楽を全身で感じて表現します。音感やリズム感、表現力を養いながら、バランスよく心身を発達させます。専任の講師に来ていただきます。

② 『体操』

⇒ 楽しく体を動かしながら基礎的な運動能力や意欲、忍耐力、たくましい心を育みます。専任の講師に来ていただきます。

③ 『英語』

⇒ カードやゲーム、音楽を通して自然に英語にふれ、ネイティブの講師に来ていただき、国際感覚を養う機会を積極的に作ります。

④ 『ダンス』

⇒ 軽快な音楽にあわせてリズムカルに身体を動かし、集中力の向上につなげていきます

(3) 送迎

保護者の方による送迎をお願いしています。

6 職員の職種、員数及び職務の内容

令和6年4月現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	17	14	3	
栄養士 調理師	園児の発達段階に応じ、0歳児離乳食、1、2歳児の乳児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。診断書に基づきアレルギー食を提供する。	3	3		
看護師	園児の健康安全・衛生業務を行う。				
保育補助	保育の補助や見守りをする。	3		3	
見守り		2		2	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
主任保育士	開園時間内（7：00～20：00）で8時間のシフト制
保育士	開園時間内（7：00～20：00）で8時間のシフト制
栄養士	（8：00～17：00）で8時間の勤務

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。
- ※ 非常勤職員は契約時の労働条件によります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から9時まで又は16時から20時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	10時50分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		12時00分頃	15時頃	
5歳児		12時00分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	3	3		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別な配慮を必要とする子どもの保育の取組状況

地域社会の中で、支援の必要な子ども共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援保育をおこなっています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	はるなクリニック
医院長名又は医師名	春名令子
所在地	大阪市淀川区西三国 1-3-13-202
電話番号	06-4807-5130

(2) 歯科

医療機関の名称	伊藤小児歯科
医院長名又は医師名	伊藤公人
所在地	大阪市淀川区東三国 5-1-1
電話番号	06-6396-5566

15 緊急時の対応

(1) 保育中にお子様の容態に変化等あった場合は、速やかに当該利用園児の保護者及び医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

尚、保護者の指定する医療機関への救急搬送は、致しかねる場合もありますのでご了承ください。

- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、等保育園が責任をもって、しかるべき対処を行いますので、予めご了承願います。
- (3) お預かりしている園児に発熱・下痢・嘔吐その他の症状が見られ、日常生活において保育が困難と判断した場合は、保護者へ連絡を行いますので、速やか（概ね 1 時間以内）にお迎えに来ていただきます。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

17 虐待・体罰の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待・体罰防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に 2 回職員に対して虐待・体罰防止研修を実施
- (2) 虐待・体罰防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付者	担当	氏名 北條 和子 電話番号 06-6350-2351
相談・苦情解決者	責任	氏名 雨田 武史 電話番号 06-6575-9848
区市町村の苦情・相談窓口	相談	大阪市淀川区役所 保健福祉センター 電話番号 06-6308-9423
第三者委員	辻井 一成	(代表) 電話番号 06-6442-8855
		役職・肩書等 堂島総合法律事務所
第三者委員	松坂 輝雄	(代表) 電話番号 090-8125-8963
		役職・肩書等 宮原連合振興町会 会長

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	こども育成協議会総合補償保険
保険の内容	死亡、後遺障害、入院、通院、手術
保険金額	死亡 100 万円・後遺障害 100 万円・ケガによる入院保証日額 1,500 円 (180 日まで)・ケガによる通院保障日額 1,000 円 (90 日まで)

20 園児の利用状況 各年 2月20日現在

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	9人	5人	9人
1歳児	15人	12人	15人
2歳児	15人	14人	15人
3歳児	17人	16人	18人
4歳児	17人	15人	17人
5歳児	16人	17人	14人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未受審	
自己評価の実施状況	年1回実施	令和5年11月

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。